

「圏域特産品の販路拡大に係る商談会及び事前・事後研修の実施等業務」  
公募型プロポーザルに関する資料の訂正及び受付期間の延長について

※ 以下のとおり訂正を行いますので、遺漏なくお取り扱いいただきますようお願いいたします。

1 訂正内容

対象	訂正前	訂正後	訂正理由
公募型プロポーザル 手続開始の公示 4 プロポーザル参加資格	エ 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。 オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。 カ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。	(削除) エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。 オ 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。	記載誤りのため。

2 期間の延長

項目	変更前	変更後
参加資格申請書及び質問書提出締切	令和6年6月5日(水)	令和6年6月18日(火)
応募締切(企画提案書提出締切)	令和6年6月19日(水)	令和6年7月2日(火)
受託候補者の特定(予定)	令和6年7月上旬	令和6年7月17日(水)